

平成29年度簡裁訴訟代理等能力認定考査

考 査 問 題

< 注 意 >

- 1 別に配布した解答用紙の該当欄に、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
- 2 考査時間は、2時間です。
- 3 考査問題は、記述式です。
- 4 問題の解答は、所定の解答用紙に記入してください。解答用紙への解答の記入は、黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものを除く。）を使用してください。所定の解答用紙以外の用紙に記入した解答は、その部分を無効とします。解答用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- 5 解答用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません（考査時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。
- 6 解答用紙は、書き損じても、補充しません。
- 7 不正行為があった場合には、その解答は無効とします。
- 8 考査問題に関する質問には、一切お答えしません。
- 9 考査問題は、考査時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 (別紙)記載の【Xの言い分】及び【Yの言い分】に基づき、以下の**小問(1)から(6)まで**に答えなさい。

なお、**小問(2)から(4)まで**の記載に当たっては、次の【記載例】のように、要件事実ごとに適宜番号を付し、整理して記載すること。また、附帯請求については考慮しないものとし、物件目録・登記目録については記載を要しない。

【記載例】

- 1 Aは、Bに対し、平成〇〇年〇月〇日、本件土地を代金〇〇円で売った。
- 2 Aは、Bに対し、平成〇〇年〇月〇日、上記1の売買契約に基づき、本件土地につき所有権移転登記手続をするとともに、これを引き渡した。
- 3 ……

小問(1) XがYに対して訴えを提起する場合の訴訟物を解答用紙の**第1欄(1)**に記載しなさい。

小問(2) **小問(1)**の訴えに係る訴訟(以下「本件訴訟」という。)における請求原因の要件事実を解答用紙の**第1欄(2)**に記載しなさい。

なお、いわゆる「よって書き」は、記載することを要しない。

小問(3) 本件訴訟において、Yが主張すべき抗弁の要件事実を解答用紙の**第1欄(3)**に記載しなさい。

なお、抗弁が複数ある場合には、抗弁ごとに分けて記載すること。

小問(4) 本件訴訟において、Xが主張すべき再抗弁の要件事実を解答用紙の**第1欄(4)**に記載しなさい。

なお、再抗弁が複数ある場合には、再抗弁ごとに分けて記載し、**小問(3)**において記載した抗弁が複数ある場合には、それぞれどの抗弁に対する再抗弁かを明記して記載すること。

小問(5) 本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Yから、乙第1号証として、平成18年9月1日にAがBから借りた140万円の返済に代えて、AがBに対して、甲土地を代物弁済する旨の記載がされた平成20年8月31日付け代物弁済契約書(以下「本件契約書」という。)が提出された。

同期日後、Xの訴訟代理人である司法書士P(簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。以下同じ。)がX本人に確認したところ、Xは、「本件契約書にはA名義の記名押印がありますが、A名義の印影は、Aの実印によるもので間違いありません。しかし、Aの実印は平成19年か平成20年頃に一時盗まれたことがあるので、この印影は、そのときに盗まれたAの実印を使用して押印されたものに違いありません。」と述べた。

ア 本件契約書の成立に関し、Xの訴訟代理人である司法書士Pが次回期日において行うべき認否の具体的内容を解答用紙の**第1欄(5)ア**に記載しなさい。

イ 司法書士Pが次回期日において上記アの認否を行った場合において、裁判所が本件契約書の成立の真正を判断する枠組みを解答用紙の**第1欄(5)イ**に記載しなさい。

小問(6) 本件訴訟において、司法書士PがXの訴訟代理人として保全処分の手続を採ることとした場合には、どのような保全処分を申し立てるべきか。①申し立てるべき保全処分と、②当該保全処分の手続を行わなかった場合にXが受けるおそれのある不利益を解答用紙の**第1欄(6)**にそれぞれ記載しなさい。

第2問 第1問の設例において、Xは、Yに対して訴えを提起するのであれば、甲土地の明渡請求に加え、不法行為に基づき、平成23年8月から平成29年5月末までの賃料相当損害金合計175万円についても請求したいと考えた。

第1回口頭弁論期日前にXからの依頼を受けた司法書士Pは、次の①又は②の場合に、Xの訴訟代理人としてXを代理することができるか。

それぞれの結論及びその理由を、解答用紙の**第2欄**に記載しなさい。

- ① 本件訴訟とは別の訴えを提起して、上記賃料相当損害金を請求する場合
- ② 本件訴訟において、上記賃料相当損害金を附帯請求として請求する場合

第3問 第1問の設例において、司法書士Pは、司法書士法人Qの社員であって、司法書士法人QがXから本件訴訟の訴訟代理人として委任を受け、司法書士Pが本件訴訟の担当として関与していたところ、本件訴訟についてXの請求を棄却する旨の判決が出され、同判決が確定したものとする。

上記判決が確定した後、司法書士Pは、司法書士法人Qを退社して独立したが、Yから、Xに対して甲土地について平成20年8月31日の代物弁済を原因とする所有権移転登記請求に係る訴えを提起したいので、裁判所に提出する訴状を作成してほしいと頼まれた。

司法書士Pがこの依頼を受任することができるかどうかについて、結論及びその理由を、解答用紙の**第3欄**に記載しなさい。

(別紙)

〔Xの言い分〕

1 今回は、私が所有しているS県所在の甲土地（本件全期間を通じ、固定資産税評価額は140万円であるものとする。）のことで、Yとトラブルになっているので、相談に来ました。

Yは、私の父であるAの友人Bの子どもで、幼い頃よく遊んでいた記憶がありますが、最近疎遠になっていました。Bは、平成26年10月1日に亡くなったようです。

2 甲土地は、郊外にある雑種地ですが、先祖代々受け継がれてきた土地で、Aが今から約30年前に私の祖父から相続して所有していました。

しかし、Aが平成28年5月1日に亡くなり、私が甲土地を相続することになりました。私以外に、Aの相続人はおりません。

なお、甲土地の所有権の登記名義人は、Aのままになっています。

3 最近、誰も管理せずに放置された空き地が社会問題になっているとの報道を耳にしました。しかし、私は、大学進学を機に遠方のT県に転居し、現在までT県で生活しており、当分の間は地元に戻り住む予定がありませんので、甲土地を適切に管理するのは難しいですし、他人に貸すのも色々面倒なので、地元にいる友人に甲土地を売ることにしました。そこで、その友人に甲土地の状況を見に行ってもらったところ、しばらく誰も使っていない空き地の状態であるとの私の認識に反して、Yが資材置場として占有していることが判明しました。

私は、すぐにYに電話で連絡をとったところ、Yは、甲土地の所有者は自分であると主張してきました。

4 Yは、借金の返済のためにAがBに対して平成20年8月31日に甲土地を代物弁済したと主張していますが、AがBから借金をしたという事実も、Aが借金を返せなくなったので甲土地を代物弁済したという事実もありません。Aが生前お金に困っていたというような事実はありませんし、Aは他人からお金を借りるようなタイプの人間でもありません。

そもそも、甲土地の所有権の登記名義人はAのままとなっており、代物弁済を原因とするBへの所有権の移転の登記もされていないのですから、Yが代物弁済を主張することは許されないのではないのでしょうか。

5 また、Yは、仮に代物弁済の主張が認められないとしても、Bから甲土地の賃借権を相続したと主張するようです。しかし、AとBとの間の賃貸借契約は、Bが死亡する前に終了しているはずです。

Yの言うとおりに、Aは、Bとの間で、平成17年4月1日、資材置場として使用する目的で、賃料月額2万5000円で甲土地を貸す旨の賃貸借契約を締結し、Bに甲土地を引き

渡しました。なお、当初は、特に賃貸期間を定めていませんでしたが、Bからきちんと賃貸期間を定めておきたいとの申出があったため、Aは、Bとの間で、平成19年6月1日、当該賃貸借契約の賃貸期間を平成24年5月31日までとする合意をしました。

しかし、Bは、Cとの間で、平成23年5月1日、賃料月額3万円で甲土地を貸す旨の賃貸借契約を締結し、Cに甲土地を引き渡しました。Aは、同年7月末頃、甲土地に見知らぬ人物がいたことから声をかけ、事情を尋ねたところ、その人物は、Cと名乗り、「5月1日にBから甲土地を借りて資材置場として使わせてもらっている。」などと言いました。Aは、驚くとともに激怒し、平成23年7月31日、Bに対し、AB間の賃貸借契約を解除すると伝えました。その後は、甲土地上の資材は撤去され、空き地の状態となっていたはずでした。

仮に解除が認められないとしても、とっくに賃貸期間は過ぎていきますので、いずれにせよAとBとの間の賃貸借契約は終了しており、Yに賃借権が相続されることはあり得ないと思います。

- 6 以上のとおりですから、私が甲土地の所有者であり、Yが甲土地を不法占拠していますので、Yに対し、所有権に基づき、甲土地の明渡しを求めます。

〔Yの言い分〕

- 1 Aは、私の父であるBと高校時代からの友人でした。

私は、Aの子であるXとも面識があり、Xとは小学生の頃一緒に遊んでいた記憶がありますが、Xが大学に進学してからは、Xが地元にあまり帰ってこなくなったため、最近は疎遠となっていました。

今回、Xから甲土地がXの所有だと主張されて困惑していますが、これからお話しするとおり、甲土地は、私が所有し、現在資材置場として使用しているものです。

- 2 甲土地は、Aの自宅から少し離れたところにある土地で、Aが今から約30年前にAの父から相続して所有していた土地と聞いています。また、Aが平成28年5月1日に死亡したことや、XがAの子であることは、Xの言うとおりです。

- 3 Bは、Aとの間で、平成17年4月1日、資材置場として使用する目的で、賃貸期間の定めなく、賃料月額2万5000円で甲土地を借りる旨の賃貸借契約を締結し、同日、Aから甲土地の引渡しを受けました。

なお、Xは、AとBとの間で、平成19年6月1日、当該賃貸借契約の賃貸期間を平成24年5月31日までとする合意をしたと主張していますが、その日に合意した賃貸期間は、平成34年5月31日までの間違いです。

- 4 その後、Aは、子どもであるXには心配をかけまいと内緒にしていたようですが、平成18年頃、株式取引に失敗して家計が厳しい時期がありました。

Bは、Aから、まとまったお金を貸してほしいと頼まれ、友人として助けてあげようと、平成18年9月1日、Aに対し、平成20年8月31日までに返済するとの約束で、140万円を貸し付けました。

しかし、Aは、返済期限が近づいた平成20年8月になってもお金を用立てることができなかつたため、Bは、Aに対し、「お金の用意が難しければ、その代わりに、今借りている甲土地で弁済してくれれば良いよ。」と提案しました。すると、Aは「ありがとう。」といい、Bの提案に応じました。そこで、Aは、Bとの間で、平成20年8月31日、この借金140万円の返済に代えて、AがBに対して、甲土地を代物弁済する旨の合意をしました。

その際、Aは、Bに対し、「借金をきちんと返せなくて申し訳ない。しばらくの間、甲土地の所有権の登記名義人は私のままにしてもらい、代わりに甲土地の固定資産税は私が支払い続けることにしたい。」と提案しました。Bは、契約書もあるし、友人であるAなら変なことはしないだろうと思い、Aの提案を受け入れ、甲土地について代物弁済を原因とする所有権の移転の登記をしませんでした。このようなトラブルになるのであれば、Bは、すぐに登記をしておくべきだったと思います。

- 5 Xの主張するとおり、Bは、Cとの間で、平成23年5月1日、資材置場として使用する目的で、賃料月額3万円で甲土地を貸す旨の賃貸借契約を締結し、Cに引き渡しました。

しかし、Bは、代物弁済によって甲土地の所有権を取得していたのですから、転貸ではありませんし、誰に貸そうと文句を言われる筋合いはありません。AがBに対して激怒した事実もありませんし、BがAから賃貸借契約を解除するなどと言われた事実もありません。

なお、Bは、一時的に資材置場として貸してほしいと言われて、Cに対して貸したものであり、平成23年末頃までには甲土地を返してもらっています。その後は、Bは、甲土地を特に使用及び収益していませんでした。

- 6 Bは、平成26年10月1日に死亡し、子である私がBを相続しました。私以外に、Bの相続人はおりません。

Bが亡くなった後、Bの遺品を整理していたところ、平成20年8月31日付けの代物弁済契約書を見付けました。同契約書には、平成18年9月1日にAがBから借りた140万円の返済に代えて、AがBに対して、甲土地を代物弁済する旨の記載がされていました。

そこで、私は、甲土地の存在を思い出し、現状がどうなっているのかを確認しに行ったところ、雑草が生い茂った状態となっていました。私は、その頃、事業で用いる資材置場を探していたので、ちょうどよい土地だと思い、甲土地の雑草を刈り取って資材置

場として使うことにしました。そして、私は、平成 27 年 5 月 1 日から、甲土地を資材置場として使用して占有しております。

7 以上のとおりですから、私が甲土地の所有者ですし、仮に甲土地の代物弁済の主張が認められないとしても、Bから相続した甲土地の賃借権を有していますので、Xの請求には応じられません。